

【イギリス】コロナウイルス関連規則の制定 —活動制限（ロックダウン）の概要—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年3月下旬、コロナウイルスの拡散を抑制するため、外出及び集会の制限、施設の閉鎖等を行うための規則が制定された。当該規則は、段階的に見直しが行われている。

1 規則の概要

イギリスでは、2020年3月、コロナウイルスの拡散を抑制するための活動制限（いわゆる「ロックダウン」）の根拠となる以下の4件の規則が地域ごとに制定された。このうち、イングランド、スコットランド及びウェールズの規則は、3月26日に制定され、同日に施行された。他方、北アイルランドの規則は、3月28日に制定及び施行された。

- ①2020年衛生保護（コロナウイルス、制限）（イングランド）規則（2020年連合王国委任命令第350号）¹（全12か条附則2編。以下「第1規則」）
- ②2020年衛生保護（コロナウイルス）（制限）（スコットランド）規則（2020年スコットランド委任命令第103号）²（全5部11か条附則2編。以下「スコットランド規則」）
- ③2020年衛生保護（コロナウイルス 制限）（ウェールズ）規則（2020年ウェールズ委任命令第353号）³（全15か条附則2編）
- ④2020年衛生保護（コロナウイルス、制限）（北アイルランド）規則（2020年北アイルランド委任規則第55号）⁴（全15か条附則2編）

適用期間は、施行日から6か月間とされた。ただし、イングランドに関しては、2020年衛生保護（コロナウイルス、制限）（第2号）（イングランド）規則（2020年連合王国委任命令第684号）⁵（全11か条附則2編。以下「第2規則」）により、2020年7月4日以降、①の規則の大部分が廃止され、より緩やかな制限が設けられている。

2 活動制限の主な内容

以下では、イングランドを例にして紹介するが、他の地域も2020年3月の規則制定当初における規制内容に大きな差異はない。

(1) 外出の制限

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ The Health Protection (Coronavirus, Restrictions) (England) Regulations 2020 (S.I. 2020/350). <<http://www.legislation.gov.uk/ukSI/2020/350/contents>> なお、委任命令とは、議会制定法の委任に基づいて制定される命令であり、ほとんどの場合、主務大臣にその制定権限が与えられる。“Statutory Instruments (SIs)” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/statutory-instruments-sis/>>

² The Health Protection (Coronavirus) (Restrictions) (Scotland) Regulations 2020 (S.S.I. 2020/103). <<http://www.legislation.gov.uk/ssi/2020/103/contents>>

³ The Health Protection (Coronavirus Restrictions) (Wales) Regulations 2020 (S.I. 2020/353). <<http://www.legislation.gov.uk/wsi/2020/353/contents>>

⁴ The Health Protection (Coronavirus, Restrictions) Regulations (Northern Ireland) 2020 (S.R. 2020/55). <<http://www.legislation.gov.uk/nisr/2020/55/contents>>

⁵ The Health Protection (Coronavirus, Restrictions) (No. 2) (England) Regulations 2020 (S.I. 2020/684) <<http://www.legislation.gov.uk/ukSI/2020/684/contents/made>>

第1規則の制定当初、合理的な理由なく自宅から出ることが禁止された(第6条。以下同じ)。

「合理的な理由」としては、①同一世帯の者の食料及び医薬品等の必需品又は金銭の調達、②単独での運動又は同一世帯の者との運動、③医療サービスを受けること、④弱者(70歳以上の者、基礎疾患のある者及び妊婦)に対する支援等、⑤献血、⑥労働又は奉仕活動等のためにやむを得ない移動、⑦家族等の葬儀への参列、⑧裁判への参加等の法的義務の履行、⑨保育等、不可欠な公共サービスの利用、⑩別居している子との面会、⑪聖職者の場合、その礼拝の場所に行くこと、⑫合理的に必要な場合の転居、⑬傷病の予防又は危険の回避が例示された。その後、段階的に制限が緩和され、2020年6月1日以降、合理的な理由なく、自宅⁶以外の場所に一晚滞在することを禁止するにとどめられた。さらに、第2規則においては、外出の制限自体は規定されていない。ただし、特定の公共屋外空間(public outdoor place)⁷へのアクセスを制限する権限が、主務大臣に与えられている(第6条)。

(2) 集会の制限

第1規則の制定当初、例外とされた場合を除いて、公共の場所において、3人以上で集まることが禁止された(第7条)。例外とされたのは、①同一世帯の者である場合、②労働のために必須である場合、③葬儀に参列する場合、④転居、弱者に対する支援、裁判への参加又は法的義務の履行等に合理的に必要な場合である。2020年6月1日以降は、禁止される対象が、屋外であれば7人以上⁸に緩和された(同条)。さらに、同年7月4日以降は、屋内であっても、原則として禁止されるのは31人以上の場合となっている(第2規則第5条)。

(3) 施設の閉鎖

第1規則は、原則として、飲食店及び娯楽施設(映画館、劇場、ナイトクラブ、博物館等)の閉鎖を義務付けた(第4条及び附則第2編)。ただし、飲食物の配送は認められた。第2規則も、ナイトクラブ、屋内ダンススタジオ、屋内ジム等の対象となる施設を列挙して、閉鎖を義務付けている(第4条及び附則第2編)。ただし、プロダンサー向けのダンススタジオや、スポーツ選手(elite sportsperson)⁹向けのトレーニング施設等は、対象から除外される(同上)。

(4) 罰則

18歳(当初は19歳)以上で規則に違反した者¹⁰には、警察官等により罰金が科される(第1規則第10条及び第2規則第9条)。第1規則の制定当初、初犯の罰金額は60ポンド¹¹とされた。その後、2020年5月13日以降、100ポンドに改められ、第2規則も同額としている。罰金が28日以内に支払われなければ、刑事手続が開始される。なお、2020年3月27日から6月22日までの間に、イングランドでこの罰金が適用された件数は、15,852件となっている¹²。

⁶ 2020年6月13日以降は、連結世帯(linked household)の自宅を含む。連結世帯は、単身世帯又は18歳未満の子がいる一人親世帯が、他の世帯との合意により形成することができる(第1規則第7A条)。当該措置は、コロナウイルスによる活動制限の結果、特に孤立している者を支援するためのものである。“Prime Minister’s statement on coronavirus (COVID-19),” 10 June 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/pm-statement-at-the-coronavirus-press-conference-10-june-2020>>

⁷ 公共屋外空間とは、公園、公衆の娯楽のために使用されている場所、公衆のアクセスできる幹線道路等をいう(第2規則第1条)。

⁸ ただし、屋内の場合は、2人以上で集まることが禁止の対象とされた。

⁹ ここでいうスポーツ選手とは、スポーツ競技により生計を立てる者等をいう(第2規則第1条)。

¹⁰ スコットランドのみ、当初は16歳以上の違反者を対象としていたが、2020年5月27日以降、18歳以上の違反者を対象とするように改められている(スコットランド規則第9条)。

¹¹ 1ポンドは、約132円(令和2年7月分報告省令レート)である。

¹² Jennifer Brown, “Coronavirus: The lockdown laws,” Briefing paper, No.8875, July 3, 2020, p.23. House of Commons Library website <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8875/>>